

## 登別市職員提案規程

平成23年6月22日

訓令第14号

登別市職員提案規程(平成2年訓令第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、本市における事務事業の改善等に関して、職員の創意工夫による提案を促進し、広く職員から提案を求めることにより、事務能率及び職員の政策形成能力の向上を図り、もって公共の利益増大と能率の向上を図ることを目的とする。

(提案事項の要件)

第2条 提案の内容は、事務事業に関する工夫、考案、改善、企画等についての創意工夫による具体的な案で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1)事務能率の向上に関すること。
- (2)市民へのサービス向上に関すること。
- (3)経費の節減又は収入の増加に関すること。
- (4)その他公益上有利な改善に関すること。

2 前項の規定に該当するもののほか、本市の発展に寄与する施策及び政策の立案に係るものも提案することができる。

3 提案については、既に改善され効果があった事業等であっても、当該年度及び前年度内に実施したものに限り行うことができる。

(提案者の資格)

第3条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)は、単独又は共同で前条の提案をすることができる。

2 第1条に規定する目的と同様の内容を検討するために設置された職務上の組織により提案された内容も職員提案とみなす。ただし、審査及び褒賞の対象としない。

(提案の時期及び方法)

第4条 提案は、随時行うことができる。

2 前項の提案をするときは、職員提案書(別記様式第1号)に必要事項を具体的に記入し、参考資料がある場合はこれを添えて、行政経営グループ総括主幹に提出しなければならない。

3 前項の規定による職員提案書の提出については、電子情報処理組織を利用して行うことができる。

(総括主幹等による提案)

第5条 総括主幹等は、所属するグループ等において事務改善を行う場合、提案を行うことができる。

1 前項の提案をするときは、職員提案書に必要事項を具体的に記入し、提出しなければならない。

(提案の受理及び不受理)

第6条 市長は、提案を受けた場合は、速やかにその内容を検討し、次の各号のいずれかに該当する場合を除きその提案を受理しなければならない。

(1)既に提案された事項又は内容が著しく類似しているもの

(2)提案内容が既存の制度、運用等で十分に対応されているもの

(3)単なる不平不満、苦情、悪意の批判、欠点等の指摘にとどまるもの

(4)前3号に掲げるもののほか、提案の内容としてふさわしくないもの

2 前項各号のいずれかに該当することにより提案を受理しない場合は、速やかに提案不受理通知書(別記様式第2号)により、提案者に通知しなければならない。

(審査委員会の設置)

第7条 提案の内容を審査するため、登別市職員提案審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は総務部長を、副委員長は市民生活部長をもって充てる。

4 委員は、保健福祉部長、観光経済部長、都市整備部長、教育部長、総務部次長及び委員長が指名する者をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

8 委員会は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(平24訓令10・一部改正)

(審査の方法及び基準)

第8条 委員会は、採点基準表(別記様式第3号)により提案の審査を行う。

2 委員会は、暦年における最優秀提案、優秀提案及び優良提案を協議により決定する。この場合において、最優秀提案は1件以下とし、優秀提案及び優良提案については特に件数を定めず、共に0件の場合もあるものとする。

(結果の通知)

第9条 市長は、委員会の審査に基づき、その結果について提案審査結果通知書(別記様式第4号)により、提案者に通知しなければならない。

(総括主幹等の役割)

第10条 総括主幹等は、所属職員に対して、事務事業の改善に関する意欲の高揚を図るとともに、提案の機運を高めるように配慮しなければならない。

(提案の実施及び回答)

第11条 市長は、第8条第1項の規定による審査を行った提案及び第3条第2項の規定による職員提案について、関係部長等に対し職員提案実施検討通知書(別記様式第5号)により、必要な措置を求める。

2 前項の規定により、必要な措置を求められた関係部長等は、対処方針を1月以内に市長に報告するものとする。

(提案の職員周知及び公表)

第12条 市長は、提案された内容について、職員に周知するとともに、最優秀提案、優秀提案及び優良提案に決定された提案は、市ホームページにより公表する。

(褒賞)

第13条 市長は、委員会の審査に基づき、別表に掲げる区分により褒賞する。

(権利の帰属)

第14条 この規程により行われた提案に関するすべての権利は、市に帰属する。

(人事記録)

第15条 提案が最優秀提案、優秀提案又は優良提案となった場合は、当該提案をした者の人事記録にその旨を登載する。ただし、会計年度任用職員は、この限りでない。

(庶務)

第16条 この規程に関する庶務は、総務部行政経営グループにおいて処理する。

(その他)

第17条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年6月22日から施行する。

附 則(平成24年訓令第10号)

この訓令は、平成24年4月16日から施行する。

附 則(令和2年訓令第10号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

褒賞基準

区分	賞金
最優秀提案	30,000円
優秀提案	10,000円
優良提案	5,000円
審査会の得点が平均25点以上のもの又は審査会出席者の過半数が得点25点以上と評価したもの	2,000円